花巻市避難行動要支援者避難支援計画

平成２８年３月策定

令和２年４月改定

花巻市

目　次

第１章　基本的な考え方・・１
１　計画の目的・・１
２　計画の位置づけ・・・１
３　計画の構成・・１
第２章　避難行動要支援者名簿の作成等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
１　避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
２　避難行動要支援者名簿の記載事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
３　避難行動要支援者情報の把握・収集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
（１）避難行動要支援者情報の把握・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
（２）避難行動要支援者情報の収集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
４　避難行動要支援者名簿の更新・共有・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
（１）避難行動要支援者名簿の更新・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
（２）避難行動要支援者情報の共有・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
第３章　避難行動要支援者の避難支援体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
１　地域及び市における避難支援体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
２　名簿の提供・・・４
３　避難誘導及び安否確認（名簿の活用）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
（１）安全確保と避難誘導・・・５
（２）安否確認の方法・・５
（３）安否確認情報の収集・・・５
４　個別避難支援計画の作成・・７
（１）個別避難支援計画に掲載する範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
（２）個別避難支援計画作成の進め方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
（３）個別避難支援計画作成に係る視点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
（４）個別避難支援計画作成に係る留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
第４章　避難支援等関係者に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
１　避難支援等関係者の範囲・・９
２　避難支援等関係者等の安全確保の措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
第５章　避難所における支援対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
１　避難所における支援対策・・・10
２　福祉避難所の設置・・・10
３　福祉避難所の指定と利用・・・11
４　福祉避難所の運営の取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
（１）物資の備蓄方法について・・11

（2）要支援者への個別対応課題について・・11
（3）福祉施設を福祉避難所として指定した場合の配慮について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
第６章　関係機関等との連携・・12
第７章　普及啓発等・・・12
1　地域住民に対する防災知識の普及・啓発・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
2　防災訓練等の実施による防災意識の向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
3　避難行動要支援者本人及びその家族の日頃の備え・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
第８章　個人情報の取り扱い・・・14
1　個人情報の共有と活用・・・14
2　個人情報の保護・・・14
3　避難支援等関係者における規約の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14

第１章　基本的な考え方

１　計画の目的

平成２３年の東日本大震災においては、被災地全体の死者数のうち６５歳以上の高齢者の死者数は約６割であり、障がい者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約２倍に上りました。

こうした東日本大震災の教訓を踏まえ、平成２５年の災害対策基本法の一部改正において、避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられました。

近年の災害では、避難に時間を要する避難行動要支援者（以下「要支援者」という。）の被災が目立っていることから、あらかじめ、円滑かつ迅速に避難するための災害情報の伝達体制及び支援体制を整えることが重要です。

そのためには、各地域において、高齢者、障がい者等の災害時に支援が必要となる人を特定し、その一人一人について、災害時に誰がどのように支援するか等を定める避難行動要支援者避難支援計画を策定する必要があります。

本支援計画は、災害発生時の要支援者に対する支援の在り方について、国の指針「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づき、市の基本的な考え方や進め方をとりまとめたもので、要支援者への情報伝達体制及び支援体制の整備を図ることにより地域の安全・安心体制を強化することを目的としています。

２　計画の位置づけ

花巻市避難行動要支援者避難支援計画（以下「支援計画」という。）は、花巻市地域防災計画（以下「防災計画」という。）第２章第５節第５に基づく下位計画であり、要支援者の避難支援について必要な事項を定めるものです。

３　計画の構成

本支援計画は、要支援者の支援策に関する基本的な考え方（全体計画）や推進方法を定めるものであり、要支援者一人ひとりに係る支援計画については、個別避難支援計画により定めるものとします。

全体計画では、支援の対象となる要支援者の考え方（範囲）、要支援者情報の収集・共有、支援体制等について記述します。

個別避難支援計画では、災害発生時に要支援者の避難行動支援を円滑かつ迅速に行うために必要な情報について、要支援者ごとに個別に記述します。

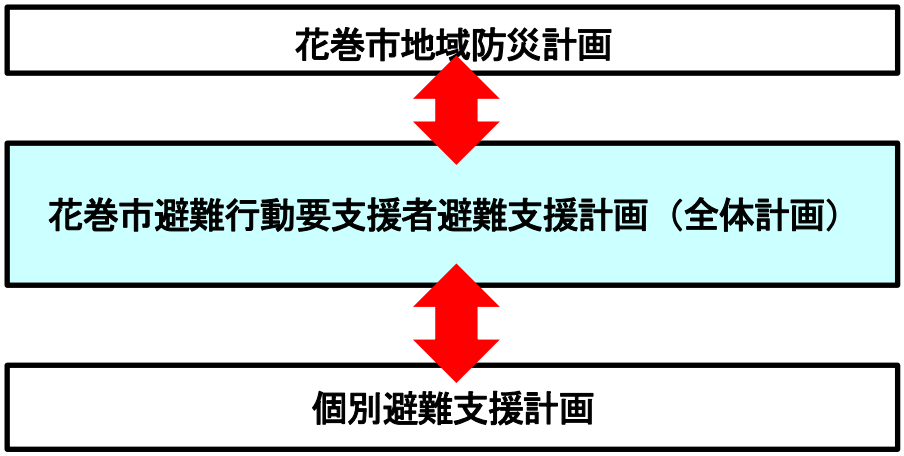

１　避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

災害発生時に必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全に避難すること等の災害時における一連の行動に支援を要する者（要配慮者）のうち、高齢者や障がい者など、災害が発生した場合に一人で避難することが困難な者及び避難に時間を要する者等で、支援する家族がいない、または、家族などの支援だけでは避難が困難で円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者を「避難行動要支援者」と位置づけ、地域での避難支援体制づくりのために名簿を作成します。

原則として在宅で暮らす次の者を重点的・優先的に支援計画の対象とします。

要配慮者

避難行動要支援者

①身体障がい者手帳の肢体不自由３級以上（ただし、上肢障がい、上肢機能障がいは２級以上）に該当する者
②身体障がい者手帳の視覚障がい２級以上又は聴覚障がい２級に該当する者
③知的障がいの療育手帳Ａ判定に該当する者
④精神障がい者保健福祉手帳の１級に該当する者
⑤要介護３以上の者
⑥災害時要援護者台帳に登録された者
⑦上記①～⑥以外の者で避難支援を必要とし名簿への掲載を希望するもの

○妊産婦　○乳幼児　○未就学児童　○児童生徒
○日本語に不慣れな外国人等

また、上記以外の者であっても地域における要支援者支援の取組において、個別具体の状況から支援を必要とする者を対象とします。

２　避難行動要支援者名簿の記載事項

避難行動要支援者名簿とは、災害対策基本法第４９条の１０第２項に基づき、防災計画の定めるところにより作成する名簿のことです。

市では、国の取組指針を受け、次の（1）～（9）に掲げる情報を名簿に掲載するものとします。

（1）氏名
（2）生年月日
（3）性別
（4）住所又は居所
（5）本人連絡先（電話番号）
（6）緊急時連絡先（電話番号、本人との関係）
（7）避難支援等を必要とする事由
（8）必要とする支援内容
（9）行政区名

３　避難行動要支援者情報の把握・収集

（１）避難行動要支援者情報の把握

災害発生時において要支援者の避難誘導や安否の確認、また避難所等での生活支援を的確に行うため、市担当部署は平常時より居住地や生活状況等（要介護・障がい等の程度、自力避難の可否、避難支援等関係者の有無）について把握し、災害時には、これらの情報を活用し、要支援者の支援を円滑かつ迅速に行うものとします。

（２）避難行動要支援者情報の収集

要支援者名簿に掲載される個人情報のうち、（1）氏名、（2）生年月日、（3）性別、（4）住所又は居所、（7）避難支援等を必要とする事由は、本市の福祉担当部署で把握している要介護高齢者や障がい者等の情報を集約します。

また、（5）本人連絡先、（6）緊急時連絡先、（8）必要とする支援内容、（9）行政区名の情報は、要支援者本人又は代理人から得られた情報をもとに収集することを基本とし、市は、支援計画の内容について広報等で周知するとともに、住民基本台帳等において市が把握する限りで、要支援者に対して支援計画に関する案内を送付または戸別訪問により、積極的に登録を呼びかけます。

なお、自主防災組織等の支援関係者は、市から提供を受けた名簿及び本人から収集した情報の管理責任者（自主防災組織の代表等）を設置するものとします。

■名簿に利用する情報を管理している福祉担当部署

名簿掲載対象者	担当部署
災害時要援護者台帳登録者	地域福祉課
障がい者（身体、知的、精神）	障がい福祉課
要介護認定者	長寿福祉課

４　避難行動要支援者名簿の更新・共有

（１）避難行動要支援者名簿の更新

災害発生時における迅速かつ的確な避難支援を行うため、市は名簿情報の更新を年２回行うものとします。また、当該情報をもとに日頃から要支援者の現況把握に努めるとともに、要支援者の登録内容の変更（転出、死亡、病院への長期入院、社会福祉施設への長期入所等）を把握した場合は、名簿更新時に要支援者名簿から削除し、常に情報を適正に保有するよう努めます。

（２）避難行動要支援者情報の共有

要支援者の避難支援等に必要となる事項に変更が生じた時は、その情報を市関係機関及び自主防災組織等の支援関係者間で共有します。

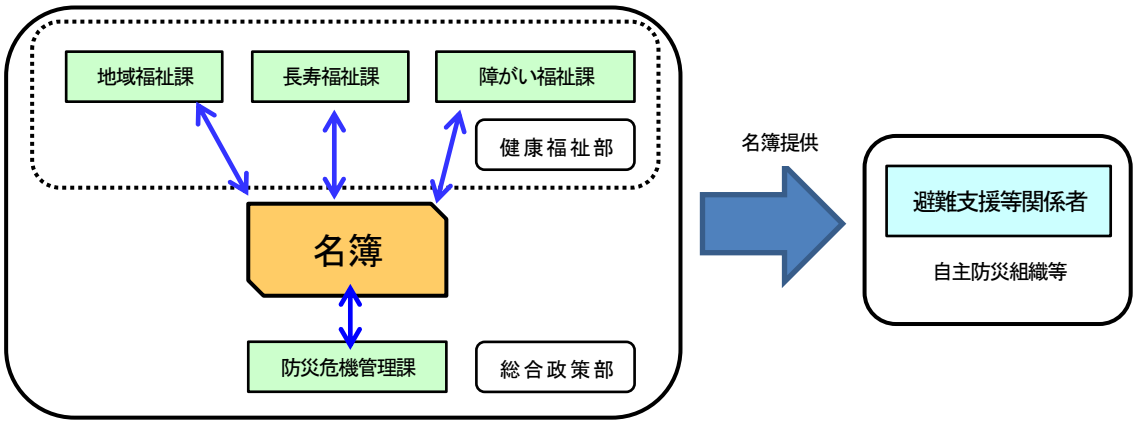

第３章　避難行動要支援者の避難支援体制

１　地域及び市における避難支援体制

支援計画の周知、要支援者情報の収集及び災害が発生した場合における安否確認、避難誘導等の支援には、支援関係者及び地域住民の協力が不可欠です。

特に、災害発生初期においては、消防署、警察署等による応急救助活動が行われるまでに一定の時間を要することが想定されるため、地域住民が相互に協力して、要支援者の安否確認、情報の伝達、自力で避難できない方の避難場所への誘導、救出等を行う必要があります。

このため、自主防災組織の結成や加入を一層進めるとともに、支援関係者等及び地域住民を中心として要支援者支援に係るネットワークづくりを進めていく必要があります。

	平常時	災害発生時
地域 （自主防災組織、自治会、民生委員・児童委員）	・日頃の見守り、声掛け ・地域における避難支援体制づくり（安否確認の構築等） ・地域における防災活動の普及啓発	・情報収集及び伝達 ・安否確認、避難誘導、救援物資等の配布等
花巻市 （地域福祉課 障がい福祉課 長寿福祉課 防災危機管理課）	・要支援者情報の収集、提供 ・要支援者名簿の作成 ・避難支援のための計画策定及び管理 ・名簿制度の広報、啓発等	・避難のための情報伝達 ・社会福祉施設との連絡調整 ・医師会との連絡調整 ・日本赤十字社との連絡調整 ・医薬品、衛生材料の調達等

２　名簿の提供

要支援者名簿は平常時から自主防災組織等の避難支援等関係者に提供され、共有されることで、災害発生時の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつきます。

そのため、市は国の指針及び花巻市避難行動要支援者名簿に関する条例に基づき、名簿情報の提供に拒否を申し出た避難行動要支援者を除く名簿について、避難支援等の実施に必要な限度で平常時から自主防災組織等の避難支援等関係者へ提供します。

また、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合においては、要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときは、拒否を申し出た避難行動要支援者についても避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿を提供することができます。なお、名簿は複写防止用紙を用いた紙媒体により提供するものとし、電子媒体での提供は行わないこととします。

■避難行動要支援者の名簿提供までの流れ

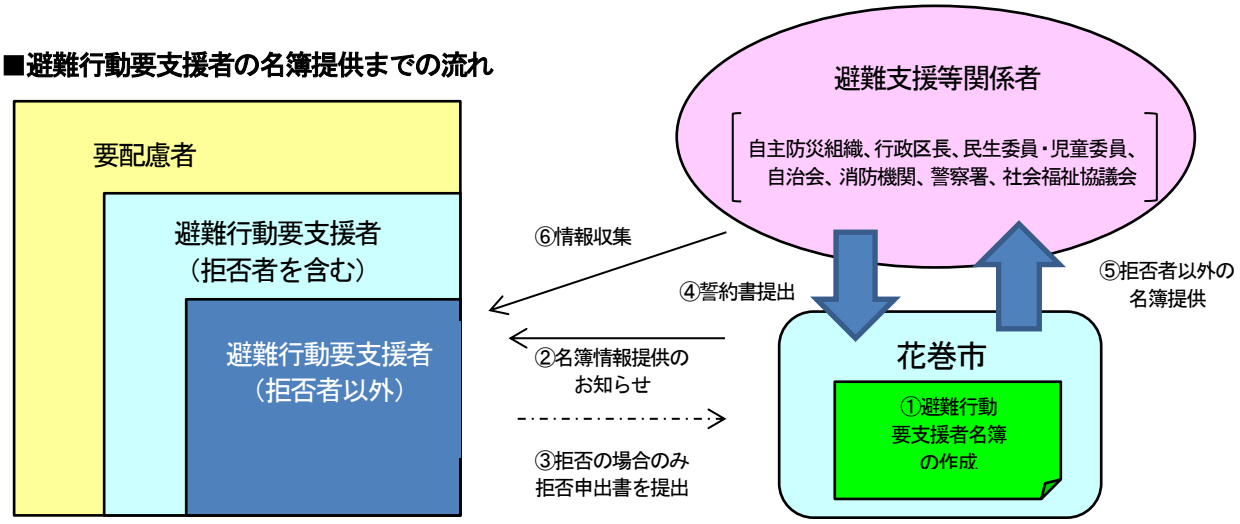

３　避難誘導及び安否確認（名簿の活用）

災害発生時には、通信環境の喪失や人員不足などの理由により、安否確認が困難になることが想定されます。市及び関係機関は、災害発生時にはそれぞれが可能な方法で安否確認を行うとともに、通信環境や交通インフラ等の復旧に伴い、要支援者に関する情報を共有し、被害状況などを相互に把握する必要があります。

（１）安全確保と避難誘導

災害発生時に要支援者の安全確保及び避難誘導は、要支援者名簿等を用いて、地域が協力して行います。

要支援者がひとり暮らし世帯又は避難時に同居者による介助が出来ない場合に、要支援者名簿等を用いて、地域が協力して避難場所等への避難誘導を行います。

避難誘導については、近隣住民、関係団体等の顔が見える小グループが指定緊急避難場所への避難に先立って集合する一次避難所をあらかじめ定めておくことが有効です。

また、要支援者自身も平常時において自宅から一次避難所及び指定緊急避難場所まで支援関係者とともに実際に歩いてみること等により一次避難所及び指定緊急避難場所並びに経路の確認に努めるものとします。なお、避難経路の選定に当たっては、危険な箇所を避け、要支援者の避難・搬送形態を考慮した避難経路を優先的に選定し、安全な避難の確保に努めるものとします。

（２）安否確認の方法

安否確認は、より正確な情報を収集するため、災害発生直後においては、通信が可能な場合は電話・ＦＡＸ・メールなどの方法により確認することとし、通信が不可能な場合には、可能な限り直接訪問することで行うこととします。災害発生時の安否確認を迅速に行うことは、取り残された要支援者の救出に重要であり、支援者をはじめ近隣住民が率先して行うことが必要です。

このため、まずは一次的安否確認として、地域の自治会等の単位であらかじめ定めた一次避難所で近隣住民、関係団体等で安否確認を行い、指定緊急避難場所へ避難後、二次的安否確認として、避難場所における避難者名簿や要支援者名簿に加え、要支援者が被災現場に取り残されていないか、他の避難場所に避難していないかその他の情報を収集して複数の確認行為を行うものとします。

（３）安否確認情報の収集

安否確認情報の収集については、避難場所において行いますが、知人宅などに直接避難した場合には安否確認情報の収集が困難な側面があります。このため、市では、次のとおり要支援者の安否確認情報を収集します。

①避難場所での所在確認

避難者名簿及び要支援者名簿に基づき、対象者を把握します。

②在宅している避難行動要支援者の安否確認

自主防災組織等の支援関係者と協力して、避難せずに在宅している要支援者の安否確認に努めます。

■安否確認情報の伝達フロー

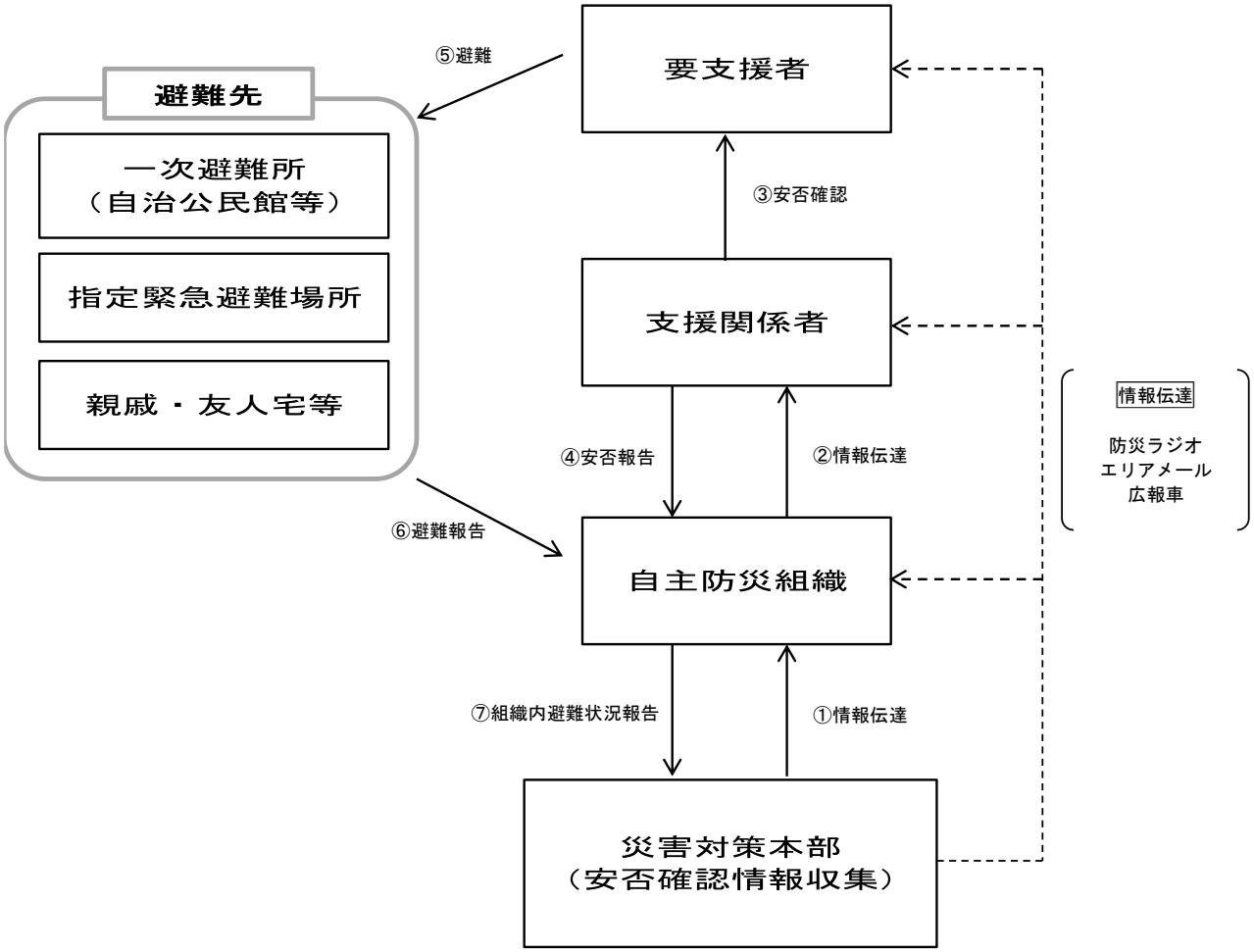

４　個別避難支援計画の作成

支援計画に基づき登録申請された要支援者情報等をもとに、市と支援関係者等協力のもと、市において個別避難支援計画を作成します。

個別避難支援計画は、要支援者一人一人について、災害時に当該要支援者への支援を円滑かつ迅速に実施するための情報を記載するもので、要支援者本人及び家族と話し合いながら作成するものとします。

作成された個別避難支援計画その他の要支援者情報は、要支援者支援の取組に応じ、要支援者を支援する関係者間で共有するものとします。

（１）個別避難支援計画に掲載する範囲

市では、次の①～⑧に掲げる情報を個別避難支援計画に掲載するものとします。

①要支援者の氏名、住所、生年月日、性別、年齢、電話番号
②同居家族の氏名、続柄、緊急時連絡先
③避難場所
④避難経路
⑤避難方法
⑥必要とする支援内容
⑦支援関係者の氏名、電話番号
⑧民生委員の氏名、電話番号

避難経路は、花巻市ハザードマップにより確認した安全な経路を個別避難支援計画に掲載するとともに、花巻市ハザードマップに記入することとします。

（２）個別避難支援計画作成の進め方

個別避難支援計画の作成については、自主防災組織や民生委員等の支援関係者からの協力を得ながら進めていきます。その一方で、地域の自治会や地域住民は、主体的に要支援者本人や家族と相談しながら、地域でどのような支援ができるのかを平常時から話し合い、地域の特性や要支援者個々の状況に対応した支援が行えるよう、相互にコミュニケーションを深めておくことが必要です。

作成された個別避難支援計画については、本人の同意が得られた範囲（市関係機関及び自主防災組織等）で共有します。

（３）個別避難支援計画作成に係る視点

個別避難支援計画を作成する際には、要支援者本人も積極的に関与し、災害発生時の情報伝達から避難所までの一連の流れを想定した具体的な内容を掲載します。

①要支援者を取り巻く状況（家族構成、同居者等の状況）
②日中の行動パターン（通所、通院状況等）
③家庭の行動パターン（自宅での居場所、寝室の位置等）
④緊急時の情報伝達手段の検討（本人、家族、支援関係者等の連絡先）
⑤避難方法の検討（避難時の人的協力体制、避難場所、避難誘導手段）

（４）個別避難支援計画作成に係る留意事項

①要支援者本人の自助努力

要支援者本人においては、個別避難支援計画が作成された場合であっても、必ず避難支援をしてもらえると思い待っているだけではいけないこと、自分自身が積極的に周囲の人々と良好な関係を築いていく必要があること、支援関係者の被災状況によっては安否確認や避難誘導などの避難支援が困難となるおそれがあることを理解してもらう必要があります。

②要支援者との話し合い

個別避難支援計画の作成にあたっては、自主防災組織や民生委員等の支援関係者の協力を得ながら、要支援者本人や家族との話し合いにより行います。避難経路の選定など具体的な支援内容については、要支援者本人を含め関係者間で十分に話し合いの機会を持ちます。

③作成後の情報管理について

作成した個別避難支援計画は、原則として、市や要支援者本人、自主防災組織や民生委員等の支援関係者のみが共有し、個人情報の管理徹底を図ります。

■個別避難支援計画の作成イメージ

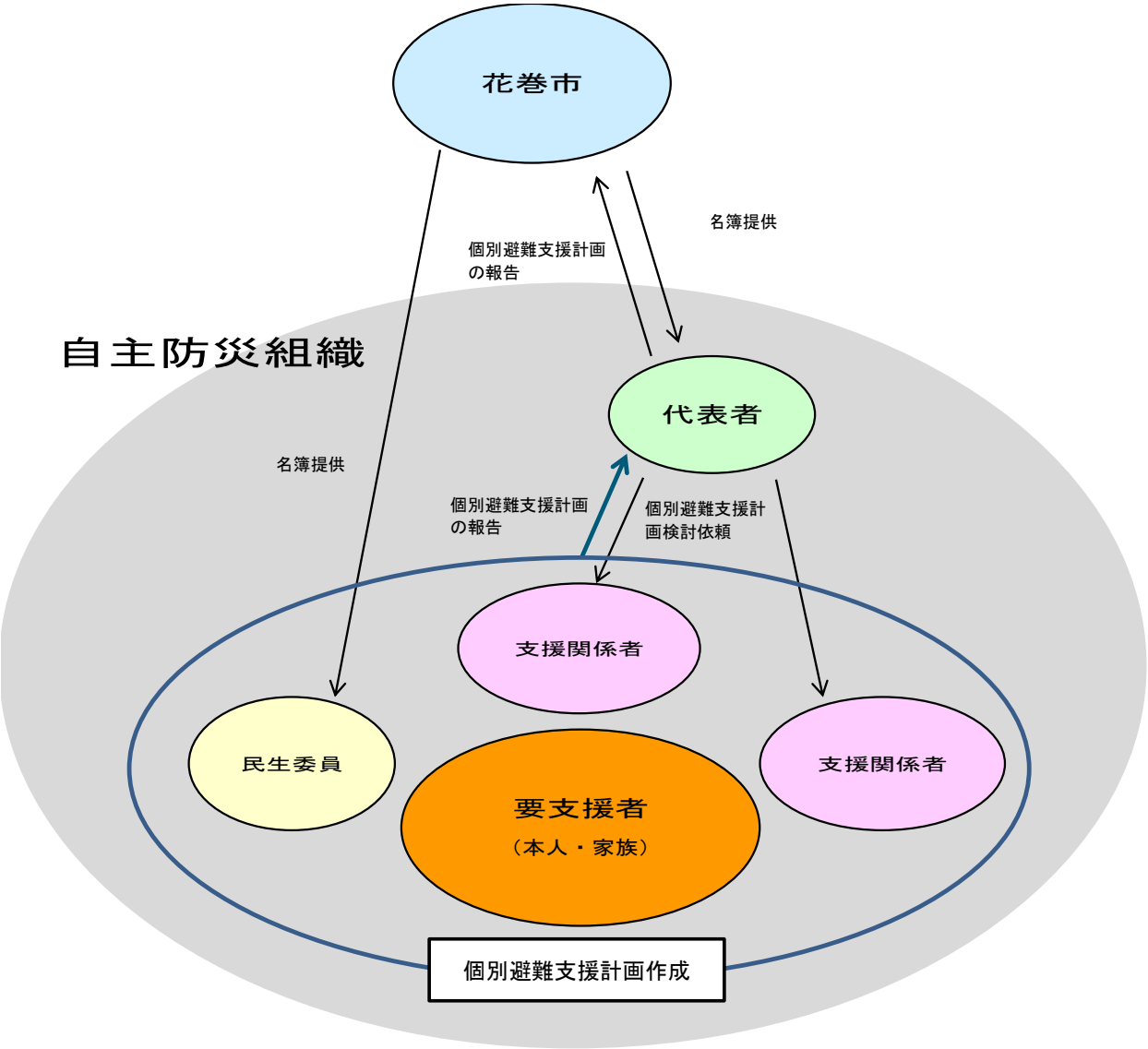

第４章　避難支援等関係者に関する事項

１　避難支援等関係者の範囲

災害発生時において、要支援者の避難誘導や安否確認、避難施設等での生活支援の実施に携わる関係者を「避難支援等関係者」として、次のとおり規定します。

（1）花巻市消防団
（2）花巻警察署
（3）民生委員・児童委員
（4）花巻市社会福祉協議会
（5）自主防災組織
（6）自治会又はこれに準じる組織
（7）花巻市行政区長
（8）その他の避難支援等の実施に携わる関係者

２　避難支援等関係者等の安全確保の措置

避難支援等関係者は、本人又は家族の生命及び身体の安全確保を最優先に、可能な範囲で避難支援等を行うことが原則です。個別避難支援計画を作成する際の安全確保に関するルールを定め、避難支援等関係者と要支援者の相互理解が重要です。

避難支援等関係者の被災状況によっては、安否確認や避難誘導などの避難支援が困難となるおそれがあることを要支援者へ十分に理解を得られるよう周知しておくことが必要です。

第５章　避難所における支援対策

１　避難所における支援対策

大規模な災害が発生した場合には、要支援者を含む多数の被災者が避難所で生活を送ることが想定されるため、避難状況に応じて、障がい者用トイレの設置や入口にスロープ等の段差解消のための対応が必要となります。また避難支援等関係者は、避難生活時の配慮事項に留意するとともに、避難所には、要支援者の要望を把握し、プライバシー保護のために間仕切りの設置や冷暖房設備等の環境整備が必要です。さらには、乳幼児や妊産婦の避難所生活に配慮した女性スタッフの配置や相談窓口の設置等、ニーズを把握しながら対応します。

避難生活が長期化する場合は、高齢者、障がい者等の心身の健康管理及び生活リズムを取り戻す取組が重要なため、健康相談、二次的健康被害（エコノミークラス症候群、生活不活発病等）の予防等必要な生活支援を実施するとともに、要支援者の状況に応じて指定避難所から二次的な避難施設（福祉避難所）への移動、社会福祉施設への緊急入所、病院への入院等の手続を行うものとします。また、要支援者に応じた食料、生活物資等の救援物資の確保・配布に努めるものとします。

市は、関係団体、運送事業者等と協定を結び、平常時から対策を検討します。

２　福祉避難所の設置

市は、通常の指定緊急避難場所では避難生活が困難な高齢者や障がい者等を優先的に受け入れるための避難施設として「福祉避難所」を設置します。この施設は、災害時に必要に応じて設置される二次的な避難施設であり、受け入れ先施設（社会福祉施設等）の被害状況や受け入れ可能状況を市が把握した上で、避難所からの要請などに応じて受け入れの支援を行います。

※災害発生直後に直接避難する場所ではありません

■指定緊急避難場所から福祉避難所への避難行動フロー図

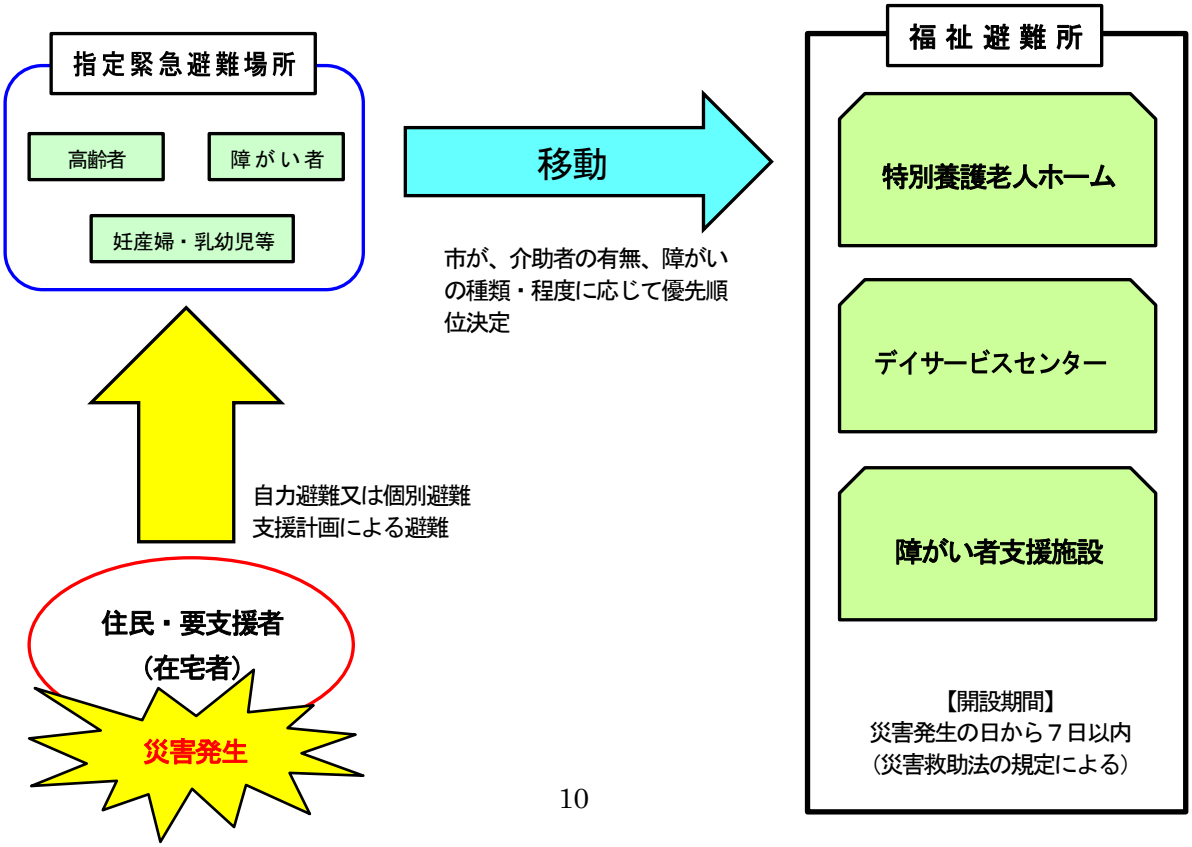

３　福祉避難所の指定と利用

指定緊急避難場所は、障がい者用トイレの設置や入口にスロープ等の段差解消のための対応がなされていない等、要支援者に配慮した構造となっていないことが想定されます。このため、福祉避難所として指定する施設は、原則として耐震・耐火・鉄筋構造を備え、バリアフリー化されている等、要支援者の利用に最適な既存施設を活用していくこととします。

この場合、当該施設との間で、あらかじめ災害発生時における福祉避難所の設置運営に係る協定を結び、受け入れの際の、①受入要件、②受入可能人数、③費用負担等について明確にし、円滑な開設、受入、運営を図ります。

福祉避難所においては、要支援者の相談等にあたる職員等を派遣して、日常生活上の支援を行うとともに避難者の生活状況を把握し、関係団体等と連携して、避難者が必要とする福祉サービスを受けられるよう配慮するものとします。

福祉避難所を指定した場合には、広報活動等を通じ、要支援者をはじめ広く市民に周知します。

■福祉避難所となる施設（災害危険区域外に所在する次に掲げる施設とします）

①特別養護老人ホーム等の老人福祉施設

②デイサービスセンター

③障がい者支援施設

④介護サービスを受けるためのスペースが十分に確保できる施設

４　福祉避難所の運営の取り組み

（１）物資の備蓄方法について

避難所では食料、医薬品、介護用品、水、燃料、衣類、寝具等の備蓄の必要があります。食事の提供に関しては、要支援者（避難者）に配慮した対応が求められます。乳幼児に対しては、粉ミルクや離乳食を迅速に提供する必要があります。また高齢者等には温かい食事や軟らかい食事、障がい者等には病状に応じた食事、また食物アレルギーへの配慮など、状況に応じた食料の確保が必要です。

（２）要支援者への個別対応課題について

高齢者や障がい者等の要支援者は、居住環境が心身の状態に影響しやすいため、医療の確保等の個別対応について検討し、その情報を関係機関で共有する必要があります。

市は、医師による巡回診療や、保健師や栄養士等と連携をとり、福祉避難所の要支援者に対する健康相談や保健指導、栄養指導を行い、心身の機能低下の予防に努めます。また、医療が必要な場合や中断している場合には、かかりつけの医療機関を受診するよう勧めることとします。

（３）福祉施設を福祉避難所として指定した場合の配慮について

福祉施設では、本来入所者や本来利用者の処遇に支障が生じることのないよう配慮が必要です。

避難所開設により、本来入所者の居住環境が変わり、心身状態に影響する可能性があります。避難者（要支援者）だけでなく、入所者の健康管理も必要となります。

第６章　関係機関等との連携

災害時に備え、市は次の関係機関と連携しながら要支援者の支援を行うものとします。

（1）福祉施設等

市は、指定避難所での生活に支障のある要支援者が、必要な生活支援を受けられるなど、安心して生活できる体制が整備された福祉避難所を確保できるよう、本市では災害発生時における福祉避難所の設置運営に係る協定を締結します。

（2）社会福祉協議会

市は、花巻市社会福祉協議会と連携し、ボランティアの確保等の保有する情報提供について協力を仰ぎます。

（3）自主防災組織

市は、個別避難支援計画の作成に係る作業を進めていくうえで、その過程において要支援者の個人情報の取り扱いや利用方法等について理解を深めてもらうために説明会等を開催し、その協力を仰ぎます。

（4）民生委員・児童委員

市は、支援計画（全体計画）の作成において、情報収集及び提供について協力を仰ぎ、個別避難支援計画の作成においては、個々の要支援者のニーズの把握や関係機関との連携について、十分な調整を図ります。

（5）医療機関

市は、要支援者の症状の急変に備え、速やかに医療機関へ移送できるよう、あらかじめ消防機関及び医療機関との連携を図ります。

（6）民間企業等

市は、災害発生時における要支援者等の搬送に関して、運送事業者等と協定を締結します。

第７章　普及啓発等

１　地域住民に対する防災知識の普及・啓発

要支援者の支援を円滑かつ迅速に行うためには、日頃から地域への意識啓発及び要支援者と支援関係者との信頼関係が不可欠です。このため、関係機関等は、普段から、防災活動だけでなく、声掛けや見守り活動など、地域における各種団体との連携を深めることが重要です。

そのため、関係機関等が中心となり、要支援者及び支援関係者とともに防災訓練を実施することにより、情報伝達の確認、具体的な支援対策の検証等を行うなど、支援体制の充実及び地域全体の防災意識の向上を図るものとします。

２　防災訓練等の実施による防災意識の向上

要支援者も参加し、個別避難支援計画を踏まえた地域ぐるみの防災訓練を実施することにより、実効性のある支援体制の確立を図ります。また、訓練により明らかになった課題等については、これを検証し、必要に応じて支援計画（全体計画）や個別避難支援計画を見直します。

３　避難行動要支援者本人及びその家族の日頃の備え

災害時に要支援者の身を守り避難行動等を支援するためには、周りの支援だけでなく、要支援者及び家族の日頃の備え、防災意識の醸成が必要です。

そのため、市は、次の事項について平素から啓発することとします。

① 隣近所及び関係機関等との連携

・隣近所の住民や関係機関等と日頃から積極的に交流し、災害時の協力が得られやすい環境を作ること。

・市及び各地域で実施する防災訓練等に積極的に参加するとともに、その機会を通じて自主防災組織や近所の人と密接なコミュニケーションを図ること。

② 必要な支援内容の伝達

・災害発生時に備え、どのような支援を必要としているのかを周囲に的確に伝え、理解してもらう必要があるため、必要事項を記載したメモ等を作成し、支援を必要とする時にはいつでも周囲の人に渡せるよう準備すること。

③ 避難経路の確認

・自宅から一次避難所及び避難所までの経路を家族又は支援者とともに実際に歩いてみて、事前に確認すること。

④ 非常持ち出し品の準備

・災害時に避難が必要となった場合に備えて、非常持ち出し品をまとめておき、いつでも携帯できるよう出入口付近に準備すること。

・薬、医療器具等の特別な持ち出し品が必要な場合は、それらについても周囲の人に情報が伝わるよう表示すること。

⑤ 飲み水、非常食等の備蓄

・日頃から最低３日分の飲み水及び非常食を用意すること。

・いざという時に備えて、非常用持ち出し品をひとまとめにして取り出しやすいところに保管しておき、中身は定期的に点検すること。

※必要な水の量は一人１日３リットルが目安です。

⑥ 外出時の備え

・外出した際に災害に遭う場合には、周りの環境が普段と大きく異なり、より一層、周囲の人の支援が必要となることが想定されるので、周囲の人に速やかに支援して欲しい内容を伝えられるよう、必要事項を記載したメモ等を携帯すること。

⑦ 住宅の安全対策

地震には建物の耐震性を確保することが何よりも重要なため、必要な場合は、耐震改修、補強等を行うとともに、家具及び大型の電気製品は、転倒防止策を講じるとともに倒れても被害を受けないような配置を行うこと。

・家具、テレビ等の上に物を置かないようにすること。

・窓ガラスについては、飛散防止フィルムを貼り付けること。

第８章　個人情報の取り扱い

１　個人情報の共有と活用

要支援者名簿に掲載される情報は、平常時の避難支援体制づくりや、災害発生時の安否確認等に利用されるものであり、名簿管理責任者が情報を保有しているだけでは、地域の取り組みとして活用することは困難です。

そのため、名簿の管理状況を把握した上で、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で名簿情報を避難支援等関係者へ提供することが法で認められています。

名簿情報を共有する範囲や活用方法に関して、支援関係者毎に取り組み方法を決め、事前に住民へ周知、共有を図ることで、地域全体の防災意識を高めることにもつながります。

２　個人情報の保護

名簿情報の提供を受けた者に対しては、法律上の秘密保持義務が課せられており、その取扱いには適切な措置を講ずるよう努める必要があります。名簿情報の提供を受けた避難支援等関係者（自主防災組織等）に対しては、災害対策基本法に基づく守秘義務が課せられていることを十分に説明し、名簿を施錠可能な場所へ保管し、必要以上に共有・複製されることのないよう指導する必要があります。

また、名簿を取り扱う者を限定し、管理責任者の交代があった場合には、速やかに市へ届け出るとともに、名簿の管理等について新任者へ十分な引き継ぎを行います。

市では、要支援者名簿を提供する際に、誓約書の提出を求め、守秘義務を確保し、個人情報保護の徹底を図ります。必要に応じて、名簿情報の提出先に対して個人情報の取り扱いに関する研修を開催します。

３　避難支援等関係者における規約の整備

避難支援等関係者（自主防災組織等）で名簿を適正に管理するために、名簿の取り扱い等を定めた規約を整備することが重要です。